

平成22年度 文部科学省税制改正要望事項

平成21年10月

教育、文化、スポーツ、科学技術等の振興に係る寄附税制の拡充

- | | |
|--|----|
| (1) 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充【所得税】
①適用下限額の引き下げ ②年末調整対象化 | 拡充 |
| (2) 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設【所得税】 | 新規 |
| (3) 研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設【法人税等】 | 新規 |

教育費負担の軽減

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等【所得税等】 | 確認 |
| (2) 家庭の教育費負担の軽減に資する特定扶養控除の維持【所得税、住民税】 | 維持 |

スポーツの振興

- | | |
|---|----|
| (※) (1) オリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者に対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充等【所得税等】 | 拡充 |
|---|----|

その他

- | | |
|---|----|
| (※) (1) 国立大学法人によるPFI事業に係る特例措置の延長【不動産取得税、固定資産税等】
(PFI事業に係る税制改正要望について、内閣府他各省からも要望) | 延長 |
| (2) 図書館、博物館及び幼稚園を設置する民間団体に係る非課税措置の創設【不動産取得税、固定資産税等】 | 新規 |

〔他省庁との共同要望事項〕

- | | |
|---------------------------|----|
| (※) (1) 研究開発促進税制の延長【法人税等】 | 延長 |
|---------------------------|----|

(※) 租税特別措置等

平成22年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

教育、文化、スポーツ、科学技術等の振興に係る寄附税制の拡充

(1) 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充(拡充)

【所得税】

①適用下限額の引き下げ ②年末調整対象化

我が国の寄附文化の醸成に向け、

① 寄附金控除の適用下限額を 2,000 円に引き下げることにより、少額寄附者の裾野の拡大を図る

② 生命保険料控除等と同様に、寄附金控除を年末調整の対象とし、手続きの簡素化を図る

ことにより、寄附税制を拡充する。

(参考) 現行の寄附税制

寄附金額(所得の40%が限度) **5千円** を所得から控除

これまでの経緯 17年度改正 上限25%→30%

18年度改正 下限1万円→5千円

19年度改正 上限30%→40%

<年末調整の対象となっている主な所得控除>

社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、住宅借入金等特別控除 等

(2) 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設(新規)

【所得税】

学生・生徒に対し給付制奨学金事業を行う特定公益増進法人に対する個人の寄附金について、政党等寄附金特別控除制度と同様に、新たに寄附金額の30%を税額控除する制度を創設し、従前の寄附金控除(所得控除)の適用を受けるか又は税額控除の適用を受けるか、寄附者がいずれか有利な方式を選択できるようにする。

(参考) 現行の政党等寄附金特別控除制度

<所得控除の場合>

寄附金額(所得の40%が限度) - 5千円
を所得から控除

または

<税額控除の場合>

(寄附金額 - 5千円) × 30%
を所得税額から控除

※ただし所得税額の25%が限度

(3) 研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設(新規)

【法人税等】

研究開発力強化法に規定される研究開発法人(※)への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。

※ 研究開発力強化法第2条第8項に規定される32の研究開発法人のうち、文部科学省所管10法人
国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所
科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構
海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構

教育費負担の軽減

(1) 高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等 (確認) 【所得税等】

高等学校等就学支援金について非課税とするなど、高等学校等に係る授業料の実質無償化に対応した税制上の措置を講ずる。

(参考) 所得税法

第9条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

十四「学資に充てるため給付される金品(給与その他对価の性質を有するものを除く。)及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品」

(2) 家庭の教育費負担の軽減に資する特定扶養控除の維持 (維持)

【所得税、住民税】

扶養控除の見直しが行われる際には、現行の扶養控除や特定扶養控除が家庭の教育費負担の軽減に資している現状を踏まえ、より一層負担が軽減されるよう、税制上の配慮を行う。

(参考) 現行の扶養控除制度

○ 扶養控除

<控除額> 所得税 38万円、住民税 33万円

○ 特定扶養控除 (対象者: 16歳以上23歳未満)

<控除額> 所得税 63万円、住民税 45万円

スポーツの振興

(1) オリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者に対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充等 (拡充) 【所得税等】

現在、(財)日本オリンピック委員会がオリンピックメダリストに交付する金品については、租税特別措置法で所得税が非課税とされているが、新たに、オリンピック種目の各競技団体がオリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者に交付する金品についても非課税とするとともに、これを租税特別措置法から削除し、所得税法第9条の非課税所得に加える。

(参考1) 租税特別措置法第41条の8

「オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会(略)又は財団法人日本障害者スポーツ協会(略)から交付される金品で財務大臣が指定するものについては、所得税を課さない。」

(参考2) 所得税法第9条

「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」

その他

(1) 国立大学法人による PFI 事業に係る特例措置の延長（延長）

【不動産取得税、固定資産税等】

国立大学法人の施設整備に係るPFI事業（BOT方式）の選定事業者が、政府の補助を受けて整備する国立大学の校舎に係る固定資産税等の特例措置（課税標準額を1/2とする）について、その適用期限を3年間延長する。

※PFI事業に係る税制改正要望について、内閣府他各省からも要望

（参考）BOT方式

PFI事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営（Operate）を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転（Transfer）する方式。事業者が自ら所有したまま維持管理・運営する期間が長いため、民間の創意工夫がより活かされやすい。

(2) 図書館、博物館及び幼稚園を設置する民間団体に係る非課税措置の創設（新規）

【不動産取得税、固定資産税等】

一般社団・財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園について、他の法人類型（※）が設置するものと同様に、固定資産税等の非課税措置を講じる。

※ 他の法人類型が設置する施設（全て非課税）

図書館…地方公共団体、公益社団・財団法人

博物館…地方公共団体、公益社団・財団法人、宗教法人、日本放送協会

幼稚園…地方公共団体、公益社団・財団法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人

〔他省庁との共同要望事項〕

(1) 研究開発促進税制の延長（延長）

【法人税等】

法人の試験研究費の増加額等に係る税額控除制度の上乗せ措置を延長する。
（経済産業省等との共同要望）

○ 減収見込額

国税	1,099百万円
地方税	262百万円
合計	1,361百万円